



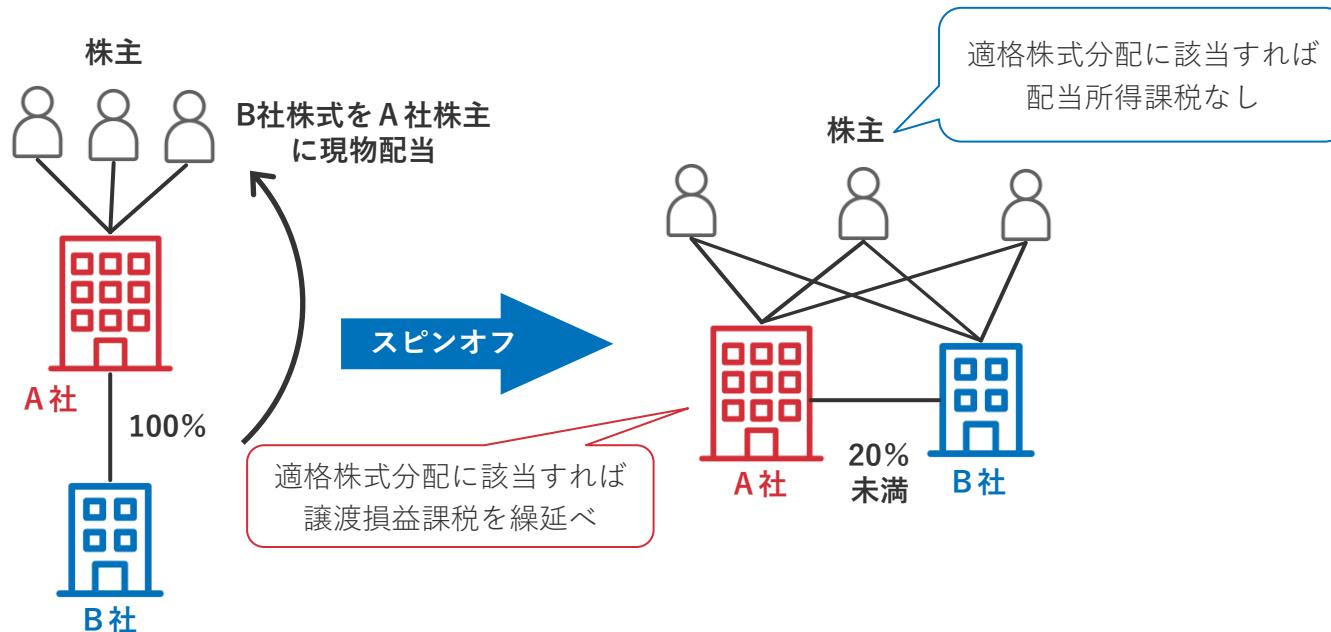
## パーシャルスピンオフ税制の見直し（1/5）

### 一言解説

スタートアップの創出だけでなく、ノンコア事業を切り出しコア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するよう適用要件が見直されました。

### 1. 現行制度の概要

産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に受けた法人が行う現物分配が認定株式分配（産業競争力強化法に規定する特定剰余金配当）に該当する場合で、完全子法人の発行済株式等が移転するものは株式分配に該当し、その認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合が20%未満となること等の一定の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとされています。



### 適用時期

令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものについて適用されます。



## パーシャルスピンオフ税制の見直し（2/5）

### 2. 改正の内容

パーシャルスピンオフ税制（認定株式分配に係る課税の特例）について、**令和8年4月1日以後**に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直されます（所得税についても同様）。

No.	要件
1	その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付するものであること
2	その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること
3	適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業者継続要件に該当すること
4	<p>その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること</p> <p>① その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含みます。）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（※）を含みます。以下同じ。）において引き続き行われることが見込まれていること （※）その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限ります。</p> <p>② その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記①の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること</p> <p>③ その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること</p>



## パーシャルスピンオフ税制の見直し（3/5）

### 3. 各要件の新旧対照表

#### 非支配要件

現行	改正案
現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと	同左

#### 株式のみ按分交付要件

現行	改正案
産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業再編計画に従って行われる、同法に基づく特定剰余金の配当であって、完全子法人株式の80%超が移転し、かつ、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること	その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること、かつ、その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付すること

#### 従業者引継要件

現行	改正案
おおむね90%以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること	おおむね80%以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること

#### 事業継続要件

現行	改正案
完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること	同左



## パーシャルスピンオフ税制の見直し（4 / 5）

### 役員継続要件

現行	改正案
完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと	同左

### 事業再編計画認定要件（廃止）

現行	改正案
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に、特定剰余金配当に係る関係事業者等（完全子法人）が、経済産業大臣の定める以下の要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして、事業再編計画の認定を受けていること（上記期間内に認定を受ければスピンオフ実施が期間後であっても課税の特例は適用されます。）	
経済産業大臣が定める要件 以下(1)及び(2)の要件を満たしていることが確認できること	
(1) 完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること	
以下①～③のいずれかに該当すること	
① 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション(新株予約権)が付与されている又は付与される見込みがあること	
(2) 完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内であること	
③ 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと	



## パーシャルスピンオフ税制の見直し（5/5）

事業成長発展要件（新設）

現行	改正案
	その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること
	(1) その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含みます。）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（※）を含みます。以下同じ。）において引き続き行われることが見込まれていること （※）その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限ります。
	(2) その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記①の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
	(3) その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること